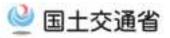
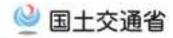
山村部における地籍整備の実施状況と課題





- 1 山村部における地籍整備の実施状況
- 2-(1)~(3) 山村部における地籍整備の必要性
- 3-(1)~(3) 山村部における地籍整備の施策概要
- 4 山村部における地籍整備の課題
- 5 効率的な地籍整備の取組状況
- 6 山村部における地籍整備の取組状況と課題(まとめ)

1 山村部における地籍整備の実施状況



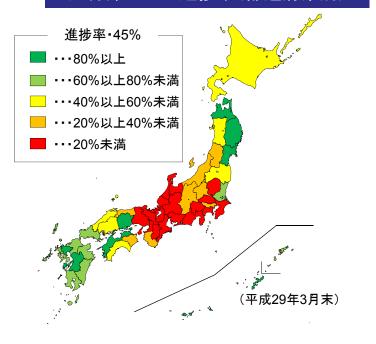
- 〇 平成29年3月末現在の<u>山村部(林地)の地籍調査進捗率は45%</u>に留まっており、<u>未実施面積が</u> 約100,000km²残っている</u>状況。
- 〇 <u>第6次十箇年計画において、</u>林地は地籍調査を15,000km²実施し、進捗率を42%から50%に引き上げることとしているが、<u>実績は計画の半分のペース</u>。

		対象面積 (km²)	実績面積 (km²)	進捗率 (%)
	DID	12, 255	2, 976	24
非	宅地	17, 793	9, 621	54
D I	農用地	72, 058	52, 783	73
D	林地	184, 094	82, 332	45
合 計		286, 200	147, 712	52

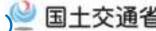
第6次十箇年計画の計画目標と実施状況

項目	計画目標	平成28年度末 施状:	[参考]平成 31年度末の 見込み	
		実施量	実施量/計 画目標	実施量/計画目標
①地籍調査	21,000 km ²	7,226 km ²	34.4%	約49%
うち林地	15,000 km ²	5,284 km ²	35.2%	約50%
②基本調査	3,250 km ²	825 km²	25.4%	約36%
うち山村境界	2,000 km ²	395 km²	19.7%	糸 匀28%
進捗率	49%→57%	52%	_	約53%
うち林地	42%→50%	45%	_	糸 46%

山村部のみの進捗率(都道府県別)

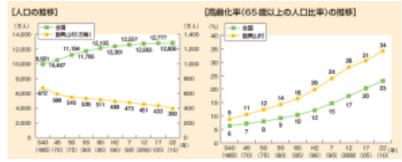


2-(1) 山村部の地籍整備の必要性(高齢化・人口減少の進展と森林の荒廃) 国土交通省



- 〇「山村振興法」に基づく振興山村※は国土面積の5割、林野面積の6割を占めるが、過疎化・高齢 化が進行し、森林の荒廃等の問題が顕在化。
- ※旧市町村単位で林野率75%以上かつ人口密度1.16人/町歩未満等の要件を満たし、産業基盤や生活環境の整備環境からみて、振興を図ることが必要で あるとして指定された区域
- 森林所有者の高齢化、不在村化の進行により、地元精通者が少なくなり土地境界情報の把握が 困難になりつつあることから、境界情報が失われてしまう前に境界の明確化を急ぐ必要。

山村部での人口減少・高齢化による過疎化の進 行により、森林の荒廃等が発生



資料:総務省「国勢調査」、農林水産省「山村基礎調査」

図1 全国と振興山村の人口及び高齢化率の推移



注:市町村担当者を対象とした調査結果。 資料:国土交通省及び総務省「過疎地域等条件不利地域 における集落の現況把握調査 (平成28年3月)

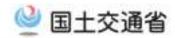
図2 過疎地域等の集落で発生している問題



表1 森林所有者の高齢化・不在村化の状況



[参考]所有者不明土地の実態把握に資する調査



不動産登記簿における相続登記未了土地調査 ※平成29年6月6日法務省公表

H28年度地籍調査における土地所有者等※1に関する調査

不動産登記簿における相続登記未了土地調査について

- 全国10か所の地区(調査対象数約10万筆)で相続登記が未了 となっているおそれのある土地の調査を実施
- 調査地区は、大都市、中小都市、中山間地域などの地域バランスを考慮しつつ、自治体の協力を得て資定(=1)
 - ※1:自治体が今後機能を検討している地区(公共事業実施予定地区、耕作政業地対 無検別地区)を当該自治体から地限
- 調査は、調査対象土地に係る自然人名義(=2)の所有権の登記がいつされたのかを調査し、その経過年数を把握。また、当該土地について主な地目(宅地や田など)についても確認
 - ※2:国。地方公共回体、会社法人等は、相続豊配をすることがないため、除外

調査結果は以下のとおり

調査対象とした自然人名義に係る所有権の個数:118,346

(参考:国、地方公共団体、会社法人等を入れた場合:152,232)

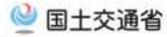
	植物の意記から90年 以上経過しているもの	野田の仮記から70年 以上町通しているもの	無後の登記から50年 以上終度しているもの
大部市 (四月後の事業・2月2日) 第二	0.4%	1. 1%	6. 6%
中小都市。中山間地域	7.0%	12.0%	26. 69

(法務省公表資料から引用)

		地帯別 ^{※2} の調査結果 【()内の数字は調査対象筆数に対する割合、[]内の数字は登記簿の みで所在不明に対する割合】						
		全体	都市部 (DID)	宅地	農地	林地		
調査	至対象筆数	622, 608	79, 783	98, 775	200, 617	243, 433		
_	登記簿上で所在 確認	497, 549 (79. 9%)	68, 203 (85. 5%)	81, 610 (82. 6%)	166. 648 (83. 1%)	181, 088 (74. 4%)		
② 登記簿のみでは 所在不明		125, 059 (20. 1%)	11, 580 (14. 5%)	17, 165 (17. 4%)	33, 969 (16. 9%)	62, 345 (<mark>25</mark> . 6%)		
	②-1 所有権移 転の未登記 (相続)	83, 371 [66. 7%]	5, 152 [44. 5%]	10, 399 [60. 6%]	24, 375 [71. 8%]	43, 445 [69. 7%]		
	②-2 所有権移 転の未登記 (売買・交換 等)	1, 192 [1. 0%]	30 (o. 3%)	198 [1. 2%]	786 [2. 3%]	178 (0. 3%)		
	②-3 住所変更 の未登記	40, 496 [32. 4%]	6, 398 [55. 3%]	6, 568 [38. 3%]	8, 808 [25. 9%]	18, 722 [30. 0%]		
③ 最終的に所在不 明		2, 526 (0. 41%)	304 (0. 38%)	134 (0. 14%)	689 (0. 34%)	1, 399 (0. 57%)		

- ※1 土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人
- ※2 1調査地区には、様々な地帯(DID、宅地、農地、林地)が含まれるため、地区内で最も割合の多い地帯で区分

〔参考〕所有者不明土地」の政府方針等における位置付け



平成29年版土地白書(平成29年5月26日閣議決定)(抜粋)

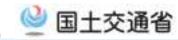
不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、又は判明しても連絡がつかない 土地(以下「所有者不明土地」という。)については、相続件数の増加や、地方から都市への人口移動に 伴う不在村者の増加などにより、地方を中心に今後も増加することが想定される。

空き地等が放置され続け、結果として所有者不明土地が増大すれば、公共事業のみならず、民間も 含めた様々な事業の推進において土地の円滑な利活用に支障を来すだけでなく、所有者の探索や所 有権の取得等に要する負担も増大するおそれがある。また、登記名義人が死亡しており、その相続人 が多数にのぼるような土地は、たとえ所有者が判明したとしても利活用という観点からは様々な支障が 生じると考えられる。

経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)

公共事業や農地・林地の集約化等において共通課題となっている所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、共有地の管理に係る同意要件の明確化や、公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、長期間相続登記が未了の土地の解消を図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。さらに、今後、人口減少に伴い所有者を特定することが困難な土地が増大することも見据えて、登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的課題については、関連する審議会等において速やかに検討に着手し、経済財政諮問会議に状況を報告するものとする。

2-(2) 山村部における地籍整備の必要性(防災・減災)



- 〇 我が国の国土は、地形が急峻かつ地質が脆弱であることに加え、豪雨や地震等の自然災害が 頻発することから、<u>毎年、各地で多くの山地災害が発生</u>(平成28年度は2,265箇所で山地災害が発生し、約956億円の被害額)。
- 森林は、山地災害の防止、水源の涵養など多様な国土保全機能を有していることから、<u>被害が</u>想定される地域等は迅速な復旧・復興につなげられるよう予め境界を明確にしておく必要がある。

表1 山地災害の発生状況(平成28年度)

区 分	被害箇所数	被害額(百万円)
豪雨災害	165	5,892
融雪災害	4	180
地すべり災害	5	780
熊本地震災害	519	41,821
梅雨前線豪雨災害	950	20,406
台風第7号災害	60	3,841
台風第11号災害	52	2,882
台風第9号災害	92	2,792
台風第10号災害	181	9,138
台風第16号災害	221	7,173
鳥取中部地震災害	6	428
その他の災害	10	251
合計	2,265	95,584

注:その他災害は、落石等によるもの。

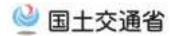
資料: 林野庁治山課調べ。

表2 全国における土砂災害警戒区域等の指定状況(山村部以外も含む) (平成29年8月31日現在、単位: 箇所数)

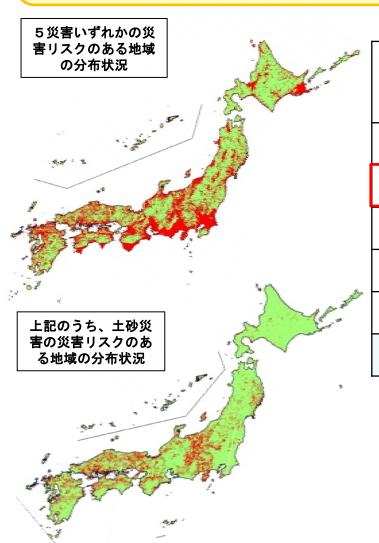
土石流	急傾斜地の崩壊	地滑り	計
165,266	322,252	9,082	496,600

資料:国土交通省HP

[参考]リスクの高い地域の広がりと人口分布



- 国土面積のうち約35%が何らかの災害リスクの高い地域。
- <u>土砂災害リスクの高い地域は国土面積の約16%</u>を占めており、<u>多くが山村部に分布。</u>



対	象	Ķ		害	災害リスクの高い地域の面積 (国土面積に対する割合)	災害リスクの高い地域内人口(全人口に対する割合)
洪				水	約20,000km (5.3%)	3,671万人(28.6%)
±	砂	災		害	約59,200km (15.7%)	6 1 3 万 人(4 . 9 %)
地	震災害	(震原	度 被	害)	約44,300km (11.7%)	5,888万人(46.3%)
地	震災害	(液状)	化 被	害)	約48,700km (12.9%)	5,743万人(44.8%)
津	波	災	•	害	約19,000km (5.0%)	2,610万人(20.4%)
5	災害	いず	ħ	か	約131,400km (34.8%)	9,442万人(73.7%)

(漢) 水 国土数値情報の「浸水想定区域データ」より、浸水深が「> 0」となるエリア。(土砂災害) 国土数値情報の「土砂災害危険箇所データ」のうち、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊に関する危険区域等のエリア。

一部、点データや線データが含まれることから、各箇所の全国的な平均面積を踏まえて面データに変換している。

地震調査研究推進本部が公表している「確率論的地震動予測地図」における、30年間で震度6弱以上となる確率が25% 【地震災害 (震度被害) 】

日本の地形・地盤デジタルマップの微地形区分メッシュとメッシュ傾斜から、 学術的に液状化の危険性が高いとされている

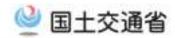
メッシュを抽出したエリア。

簡易な数値計算で算出した津波浸水エリア。津波防災地域づくり法に基づく「津波浸水想定」 が全国で設定されていないため、

なお、リスクエリア内人口は、2010年国勢調査地域メッシュ統計(総務省提供)の人口分布からリスクエリア に重なるメッシュ (1km) の人口を抽出した。 メッシュ内にリスクエリアの境界がある場合は、面積按分を用いた。

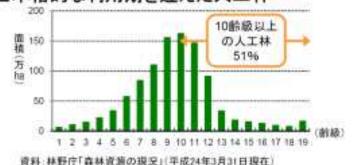
出典:「新たな国土形成計画」参考資料

2-(3) 山村部における地籍整備の必要性(森林施業の集約化)



- <u>国内の森林資源が本格的な利用期を迎えている</u>中、住宅用など従来需要に加えて、CLT(直交 集成板)や木質バイオマスなど<u>国産材の需要の創出と拡大が進展</u>。
- 平成28年5月に閣議決定された「森林・林業基本計画」において、林業・木材産業の成長産業化 を早期に実現することが掲げられ、<u>施業の集約化をより一層推進するため、地籍調査等との連携</u> による森林所有者及び境界確認の効率化等を推進することとされている。

■本格的な利用期を迎えた人工林



■国産材需要拡大の兆し

木材自給率は、平成14年の19%を底に上昇傾向で推移し、平成26年 は31%となり、26年ぶりに30%台に回復。

CLT、耐火部材等の新たな製品の開発・普及が進展。平成 28年度早期を目途に、CLT建築物の一般的な設計法を確立。併せて、国産材CLTの生産体制構築の取組を推進。

国定価格買取(PIT)制度の開始により、木質バイオマスのエネルギー利用が進展。(平成27年7月末現在、20件の木質バイオマス発電施設(末利用木材を利用)が稼働中。)



■森林の境界明確化の今後の見通し

問:今後5年間に、組合管内における、境界の明確化が困難な森林面積はどのようになるか (回答組合104)(択一)



当該面積が「変わらない」 又は「拡大する」と回答した 組合は57(55%)

[参考] 施業集約化に資する境界明確化」の政府方針等における位置づけ国土交通省

未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)

林業の成長産業化と森林の適切な管理

- ・林業所得の向上のための林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理のため、森林の管理経営を、意欲ある持続的な林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを検討し、年内に取りまとめる。
- ・<u>施業集約化に資するため</u>、林地台帳の整備とともに、地理空間情報(G空間情報)とクラウド等のICT やリモートセンシング技術を活用した資源状況や境界の把握等を進める。

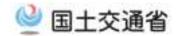
森林·林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定)(抜粋)

第3森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策
- (1)望ましい林業構造の確立
- ② スケールメリットを活かした林業経営の推進

<u>施業集約化をより一層推進するため、ICTの活用、地籍調査等との連携による森林所有</u> <u>者及び境界の確認の効率化等を推進</u>するとともに、集落単位等での合意形成など自主 的な取組を促す。

[参考]地籍調査未実施による森林施業への支障事例



○ 地籍調査が未実施であることで、樹木を伐採できない地帯の発生、森林組合が境界確認を行う ことで生じる森林整備の遅れ、森林経営計画自体が策定困難となるなど、森林施業への支障が各 地で発生。

施業実施区域の外周で伐採できない 地帯が発生した事例

境界が不明確な地域で施業を行う 際、特に施業実施区域の外周部分に ついては隣接の森林所有者とのトラ ブルを避けるため、お互いの境界か ら約3~5m程度後退して施業を行わ ざるを得なくなるため、木を伐採でき ない部分が帯状に発生。



境界推定線

本来の境界線と思わ れる線から後退した 線を境に皆伐を実施

森林組合が境界確認に時間を要し 森林整備が遅れた事例

地籍調査未実施の森林施業予定 地域において、森林経営計画策定の ため、森林組合が土地所有者に境界 確認することとなったが、所有者は70 人に及び多くの労力を時間を要した ことにより、実施予定だった森林整備 が次年度以降となった。

現地の地物 と一致しな かった森林 基本計画図 上の境界線 (黄色線)を、 境界確認に より大きく修 正(赤線)



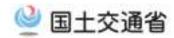
資料提供:愛媛県大洲市

森林経営計画が策定困難であること により森林整備が出来ない事例

既に施業を実施している地域は土 地所有者が一人であったため、森林 経営計画を作成し、作業道の開設や 間伐等の施業を行えたが、周辺地域 は調査未実施で所有者多数、境界が 不明確であることから、計画策定が 出来ない。



3-(1) 山村部の地籍整備に関する施策



○ 山村部の地籍整備は、主に<u>市町村が実施する「地籍調査」</u>及びその基礎となる測量等を<u>国が実施する「山村境界基本調査」</u>等により推進している他、森林組合等が実施している<u>森林境界明確</u> 化活動と成果の相互活用などの連携をしながら取り組んでいる。

地籍整備

が実施工に市町は

地籍調査

- 地籍調査費負担金
- 社会資本整備円滑化地籍整備事業

山村境界基本調査

- ○地籍調査の基礎とするために行う土地の測量を実施する調査
- ・山村部において、地籍調査に先行して、国が基本調査により主要な土地境界情報※を保全することで、基本調査の成果を活用した市町村等による地籍調査を促進
- ・ 被災後の迅速な復旧・復興の観点から最低限必要となる基礎 的な境界情報が保全されていることで、早期復旧に貢献

※ 三筆が交わるような主要な境界点等に関する情報

〇地籍の明確化を行うために行う調査

- ・一筆毎の土地について、所有者、地目、 地番を調査するとともに、境界の測量、 面積の測定を行い、その結果を、地図 (地籍図)及び簿冊(地籍簿)にまとめ る調査
- ※地籍調査においては、土地所有者等の立会を 実施することにより、境界等の確認を行い、一 筆毎の土地の境界等を明らかにし、その結果 に基づき、各筆の境界に関する点の測量や各 筆の面積等の測定等を行うことで、地籍を明確 化する。

19条5項指定

〇国土調査法第19条第5項に基づき、所定の精度以上の地籍調査以外の民間事業者及び地方公共団体による測量成果を地籍調査の成果と同一の効果があるものとして国土交通大臣等が指定

成果の相互活用などの連携

森林境界明確化活動

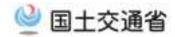
手森がは

〇施業集約化の加速化に係る事業

実組施合

・意欲ある担い手に施業を集約化して効率的に森林施業を進めるため、森林所有者・境界の明確 化などを実施

3-(2) 効果的な地籍調査の取組



○ 地籍調査による政策効果を考慮し、山村部においては、<u>防災対策や森林施業保全等の施策と連</u> 携する地籍調査を重点的に支援し、国土の開発や保全を目的とした事業や土地の利活用を促進。

防災対策

南海トラフ地震や首都直下地震、土砂災害等に対す る防災対策を目的とした地籍調査

地籍調査を実施し、土地の境界等が明確に なることで、事前防災対策の推進や被災後の 復旧・復興事業の迅速化が可能となるため、 災害のおそれのある以下の地域において実施 する地籍調査を重点的に支援。

- 地震防災対策推進地域
- 津波災害警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 浸水想定区域

土砂災害警戒区域

都市開発

都市開発等の活性化につながる都市部の地籍調査

都市開発を推進するために は、開発予定区域に存在す る土地の境界等を明確にし、 円滑な用地調整を実施する 必要がある。

このため、都市再生緊急整 備地域や中心市街地活性化 基本計画、立地適正化計画 の指定地域などで実施する 地籍調査を重点的に支援。



社会資本整備

社会資本整備の円滑化を目的とした地籍調査

道路整備や河川整備などの 社会資本整備を実施するため には、事業予定区域に存在す る土地の境界等を明確にし、 円滑な用地調整を実施する必 要がある。

このため、社会資本整備の 事業予定区域での地籍調査を 重点的に支援。

【連携する社会資本整備の内訳】

地籍調査費負担金の 交付対象 社会資本整備総合交付金 の交付対象

着手時期が明確な社会資本整備事業

社会資本整備総合交付金 の基幹事業

国交省 以外の 事業

国交省直轄の事業 地方公共団体単費の事業

その他、個別補助金事業

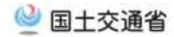
森林施業•保全

森林施業・保全等を目的とした地籍調査

森林施業・保全やバイオマス発 電などに必要な伐採や間伐、路網 整備の円滑な実施のため、森林経 営計画の策定地域等において実施 する地籍調査を重点的に支援。



3-(3) 山村境界基本調査の概要



主要な土地境界情報※1を早急に保全・整備し、市町村等に提供することで、市町村等による山村 部における地籍調査を促進。

※1 三筆が交わるような主要な境界点等に関する情報

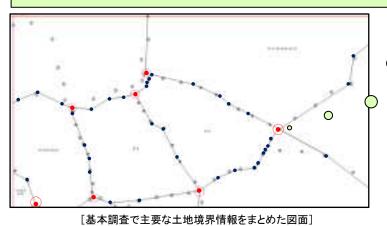
基本調査が必要な理由

- 山村部は精度の極めて低い古い公図が多く、境界情報が特に不明確で、現況とのズレが大きく、現況や公図等の情報を 整理するには困難度が高い
- 高齢化や過疎化が急速に進行している地域では、土地所有者の所在確認が年々困難になるほか、土地境界に詳しい人 がいなくなり、土地境界情報等の調査・測量自体が困難になる
- 雨の降り方が局所化・集中化的することに伴う土砂災害等が頻発化・激甚化する可能性が高まっている

基本調査の概要

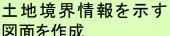
現地調査(下の図面の赤点・青点部分)

公図等の既存資料をもとに現地にて現地精通者等からの土地境界に関する 証言等と併せて整理し、それをもとに主要な土地境界情報(三筆境等)を測量 し、地図に調製し表示



点 ●: 三筆境 青点 ●: 主要な屈曲点

三筆境などの主要な 図面を作成



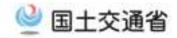


[精度の極めて低い古い公図]



[現地における調査の様子]

4 山村部の地籍整備の課題



〇 現行の地籍調査手法では、<u>一筆地調査、測量ともに、現地に立ち入り実施するため滑落などの</u> <u>危険性が高く、また一筆あたりの標準作業量が大きく、多くの手間と時間を要する</u>ため、<u>調査手法</u> の効率化・簡便化が必要。

地帯別の一筆あたりの標準作業量

	地図の 縮尺	一筆あたりの標準作業人日				
地帯		測量	一筆地 調査	地積 測定等	計	
	1/250	0.19	0.18	0.05	0.42	
都市	1/500	0.34	0.27	0.07	0.68	
	1/1000	0.43	0.53	0.12	1.09	
山村	1/2500	0.67	0.53	0.23	1.43	
	1/5000	3.63	2.19	1.62	7.44	

※平成29年度版地籍調査事業費積算基準書より試算

ー筆地調査での課題



高齢化や過疎化が進み、離村 する土地所有者も増加しているため、所有者探索が困難

急峻な土地では、滑落などの危 険性が高く、土地所有者との立会 が困難

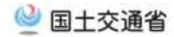
地籍測量での課題



山の起伏や木々により、上空視界や点間の視通が確保できず、 TS測量やGNSS測量のみでは、 効率的な測量の実施が難しい。

山村部が最も一筆あたりの作業人日が多く、特に測量や一筆地調査における作業が他の地帯に 比べ多い傾向

5 山村部における効率的な地籍整備の取組状況



○ 進捗が遅れている山村部の地籍整備について、<u>筆界確認手法の弾力化や簡易な測量手法の導入</u> <u>等により調査手法の効率化を図る</u>とともに<u>関係機関との連携等を進めてきた</u>が、これらの活用は<u>一</u> 部の地域等に限られており、地籍整備の一層の推進を図るため、新たな取組みや工夫が必要。

これまでの主な取組

■ 筆界確認手法の弾力化

- ○立会いが得られないことについて相当の理由があり、かつ、筆界を確認できる客観的な資料がある場合には、これを基に 筆界案を作成し、所有者等が現地に行かずに筆界を確認できる制度を創設(H12~)
- ⇒山林及び原野において、集会所において所有者等を集め、筆界案を基に筆界を確認できる旨の通知を発出(H23)
- 〇所有者等の所在が不明で、かつ、筆界を明らかにする客観的な資料がある場合には、登記所と協議の上、所有者等の確認を得ずに筆界を調査できる制度を創設(H22)

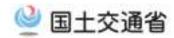
■ 新技術の活用等による簡易な測量手法の導入

〇誤差の限度が大きい林地部においては、<u>比較的簡易な測量技術であるGNSS測量(単点観測法)やデジタルコンパス</u> 測量による観測を認めている(H22から段階的に導入)

■ 林野庁(森林組合等)が行う森林境界明確化事業と地籍調査等の連携

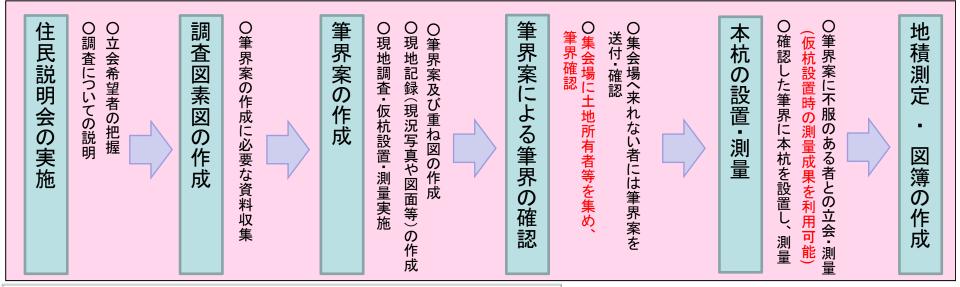
- 〇林野庁所管の森林境界明確化事業と地籍調査等との連携及び森林地域における地籍調査等の促進について通知(H25) 【通知内容】
 - 森林境界明確化事業と地籍調査の実施予定箇所や実施時期等の事前調整
 - ・森林境界明確化事業の成果を後年の地籍調査へ活用するため、自治体の林務担当部局が森林境界明確化事業の実施主体に 当該事業を実施するにあたり留意すべき事項を指導・助言
 - ・林務担当部局と地籍調査担当部局が森林境界明確化事業と地籍調査等の成果について相互提供 等

[参考]筆界確認手法の弾力化について



「山林及び林野における筆界案を用いた筆界の確認方法について」 (平成23年3月18日付け国土国第633号国土交通省土地·水資源局国土調査課長通知)

- ◆ 山林及び林野での地籍調査において地籍調査作業規程準則第30条第2項に規定する筆界確認手法を用いる場合の具体的な方法等を明示
- ◆ 所有者等が高齢のため立会いが困難な場合や地形が急峻で立会いに危険が伴う場合等に対応



地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)(抄)

(筆界の調査)

第三十条 筆界は、慣習、筆界に関する文書等を参考とし、かつ、土地の所有者等の確認を得て調査するものとする。

2 第二十三条第二項の規定による立会が得られないことについて相当の理由があり、かつ、筆界を確認するに足る客観的な資料が存在する場合においては、当該資料により作成された筆界案を用いて確認を求めることができるものとする。

2 · A (BK)

地籍調査作業規程準則運用基準(平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知)(抄) (差界の間を)

第15条の2 筆界案は、境界標又は恒久的地物により土地の筆界点の位置が明確な土地について、次の各号のいずれかに よる客観的な資料を用いて作成することができる。

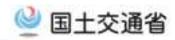
- 位置及び形状が誤差の範囲内で一致する地積測量図
- 二 当該筆の位置、形状及び周辺地との関係に矛盾のない既存資料
- 三 現地精通者の証言

2.3 (略)

筆界確認の正確性を期するため、当該手法を用いる条件として、

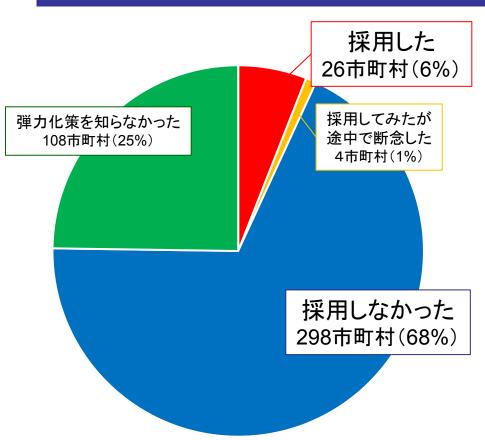
- ①境界標又は恒久的地物により筆界点の位置が明確な土地であること
- ②筆界を確認するに足る客観的な資料(地積測量 図等の書証や現地精通者の証言)があること が必要。

[参考]筆界確認手法の弾力化策の採用状況



- 〇 H23以降に山村部の地籍調査を実施した市町村を対象に、筆界確認弾力化策の採用状況を調査。
- 〇 採用した市町村は全体の約6%(26市町村)に留まっており、全国的な普及には至っていない状況。
- 現状、<u>通常の現地立会による筆界確認(代理人等による立会いも含む)が可能な地域が多い</u>こと から、採用する必要がないと判断されているケースが多い。

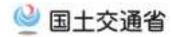
山村部の地籍調査を実施した市町村における弾力化策の使用状況



【採用しなかった主な理由】

理由	回答数
現地立会で対応可能なため	206
集会所での土地所有者等による境 界確認に必要な資料の作成が難し いため	90
明確な作業規程がなく、詳細な調査 手法が分からなかったため	66
現地立会がなければ土地所有者等 の同意が得られないため	12

[参考]地籍調査以外の土地境界の調査との連携について



「森林境界明確化活動と地籍調査等との連携について」 (平成25年3月26日付け24林整計第293号農林水産省林野庁森林整備部計画課長通知・国土籍第705号 国土交通省土地・建設局地籍整備課長通知)

◆ 森林境界の明確化を一層推進することを目的として、森林施業等を目的とした林野庁所管の森林境界明確化事業と地籍調査等との連携及び森 林地域における地籍調査等の促進について通知

〔森林境界明確化活動と地籍調査等との連携〕

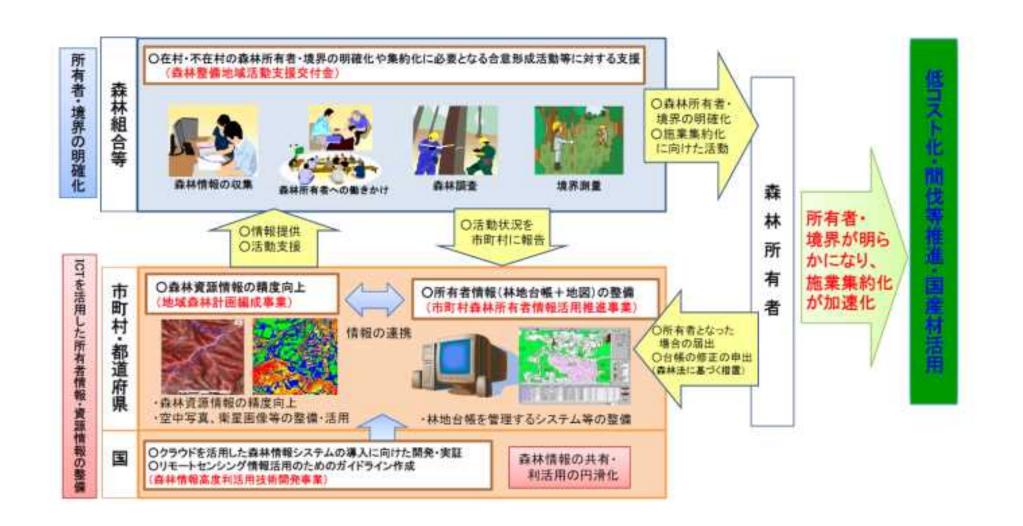
- (1) 都道府県及び市町村の林務担当部局及び地籍調査担当部局は、森林境界明確化活動が効果的に実施されるとともに、森林地域における地籍調査等が円滑に実施されるよう、これらの実施予定筒所や実施時期等について事前に調整を図るものとする。
- (2) 林務担当部局は、森林境界明確化活動の成果を後年度の地籍調査等に活用するため、次の点に留意して森林境界明確化活動を実施するよう当該活動の実施主体に指導又は助言するものとする。
 - ア 境界杭は、耐久性に優れた材質のものを使用し、視認性の高い形状とすること。
 - イ 森林境界明確化活動の実施予定地の近辺において、地籍調査等による基準点や図根点が設置されている場合は、当該基準点等と境界を明確化した森林と の位置関係がわかるように測量等を実施すること。
 - ウ 森林境界明確化活動により作成した成果品については、地籍調査等が実施されるまでの間、事業主体において適切に保管するとともに、地籍調査等に有効 に活用されるよう努めること。
- (3) 林務担当部局は、森林境界明確化活動の成果について、森林GISにより森林境界用のレイヤーに保存するなどして森林境界が明確化された箇所を記録し、 森林簿及び森林計画図に速やかに反映させるとともに 、当該活動の成果が地籍調査等に活用されるよう地籍調査担当部局に必要に応じて次の資料を提供 するものとする。また、地籍調査担当部局は、当該資料を有効に活用して森林地域の地籍調査等の円滑な推進に努めるものとする。
 - ア 森林境界明確化土地一覧
 - イ 森林境界不明土地一覧
 - ウ 森林境界保全簿
 - 工 森林境界保全図
 - オ その他(位置図及び森林計画図等)
- (4) 地籍調査担当部局は、森林地域において地籍調査等を実施した場合は、その情報を林務担当部局に提供するものとする。また、林務担当部局は、当該情報を森林簿及び森林計画図に適切に反映するよう努めるものとする。

[森林地域における地籍調査等の促進]

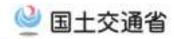
地籍担当部局及び林務担当部局は、連携して森林組合等の林業事業体等に対し森林地域における地籍調査等の必要性について一層の周知を図ると ともに、当該地域の地籍調査等が円滑に実施されるよう関係団体等と協力しながらその促進に努めるものとする。

18

[参考]林野庁における施業集約化の加速化に係る事業(林野庁資料よりに用するで通省



6 山村部における地籍整備の取組状況と課題(まとめ)



1. 取組状況

- 山村部における地籍整備の進捗率は45%(全体52%)と依然大きな遅れ。
- <u>国土保全上や防災、森林施業の集約化等の観点から、山村部で地籍整備を行う必要性は高い</u>が、急峻な地形や生い茂る木々などにより、<u>一筆地調査や測量において事故等の危険性が高いとともに、多くの費用と時間を要している</u>。
- また、土地所有者等の高齢化や不在村化の進捗により、立会い人や土地境界情報 の探索が困難になり、調査自体が難しくなっている(国において基本調査により主要 な土地境界情報の保全を支援)。
- 筆界確認手法の弾力化や簡易な測量手法の導入、森林境界明確化事業成果の活 用など、効率的な地籍整備にも取り組んでいるが、効果は限定的。

2. 課題

- 森林所有者の高齢化のさらなる進行が想定される中、現地での土地所有者による立会や通常の手法による測量が困難になっていることを踏まえ、早急に必要な境界情報を整備するため、必ずしも現地での作業(立会い、測量)を必要としない仕組みにするなどの調査手法の効率化が必要。
- また、森林境界明確化事業と地籍調査との連携強化、林務部局と地籍部局間で 成果情報を共有できる体制の構築、優先的に地籍整備を行う地域の設定など、効果的な地籍整備を進めるため、森林施業施策とのさらなる連携が必要。